

Title	入会林野とその地盤所有：明治初期の新合併村の創設との関連において
Sub Title	Nutzniessung und Eigentum von Iriai-Rinya in der ersten Meiji-Periode
Author	大淵, 英雄(Ohbuchi, Hideo)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1975
Jtitle	哲學 No.63 (1975. 2) ,p.71- 87
JaLC DOI	
Abstract	Japanisch Dorfer besitzen in den meisten Fallen Wiesen und Walder (Iriai-Rinya 入会林野) als Gemeindevermogen, die den unmittelbaren Lebensdarf garantieren, und deren als traditionell anerkannte Nutzniessung die Bewohner eines einzelnen oder meherer Dorfgemeinden in Gemeinschaft haben. Es handelt sich hier in meinem Aufsatz um die Beziehungen zwischen Nutzniessung und Eigentum von Iriai-Rinya in der ersten Meiji-Period, worin das als gesetzlich anerkannte Privateigentumsrecht in Japan entstand. Hier will ich die Zustande eines Japanischen Dorfes, d. h. des Minami-Majino in Nagano betrachten und analysieren.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000063-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

入会林野とその地盤所有

——明治初期の新合併村の創設との関連において——

大 淵 英 雄

近世的林野入会は、領主的土地所有（領主的支配）のもとでの領民＝農民による林野利用の一形態である。領主的支配の枠の中でのみ、林野入会関係とその秩序とが形成されるのであるから、それは農民が完結的な林野支配・所有を実現しえるものではなかった。年貢賦課の体系のもとで限られた耕地片の高い生産性を確保しながら農業生産を継続するために、肥料の継続的使用が不可欠であった。そのために交換すべき余剰部分を殆んどもちえぬ農民は、自己の投下労働により肥料を獲得せざるをえない。その肥料源として林野（刈敷山）を耕地の補充的生産手段として確保せざるをえなかったのである。さらに、林野は薪炭源・飼料源・用材源等の諸価値をも有していた。

名請百姓を年貢負担者とし、彼らの生産を個別化（小農を自立化）させることが土地生産性を高める条件ともなり、小農生産の維持のための条件でもあった。そのためにも、利用上の共同を要する林野利用が必要条件であったので、農民と領主との両者の利害の共通が林野の共同利用の展開と藩制村（村請に対応）単位の林野所持とを確立するに至ったといえよう。この過程において、林野入会の入費割が人別割から「高家軒二ツ割」へと移行したのもそのためである。治水・灌漑の土木技術の発達を基礎とした耕地拡大が新田村・平地農村の広範な形成をもたらし、耕地の個別化・小農自立化とその補充物としての林野の共同利用を一層深め、ここに林野への村々入会形態を生みだした。それはまた年貢賦課の体系の強化として、

領主的支配の貫徹にそってなされたことはいうまでもない。

明治期に入ると、幕藩制社会の崩壊にともない、領主的支配が国家＝政府の政治支配統治に一元的に収斂され、その基礎をなしてきた領主的土地所有とその政治的表現たる年貢徴収権とが国家・政府によって一元的に掌握され、「地租徴収権」の根拠をなした。そのために、私的所有の法認のもとに地盤所有権と地盤所有権者との確定と、それに基づく地租負担者の認定とが急務とされた。本論では、その過程における村々入会林野の地盤所有の確定過程と国政遂行要具として村の財政基盤との関連を諏訪郡旧湖南村の創設（明治7年10月）の前後に限定して考えてみたい¹⁾。

入会林野の地盤所有の問題を直接触れた資料が乏しいが明治8年の次の資料を記す。

諏訪郡湖南村

其村ニ普通公有地ト相唱候地所相当代金ヲ以テ御払下ケ之義昨七年十月中相達候所詮議ノ次第有之、右ハ取消従前ノ通り入山差免候条地所ハ民有地第式種ト可相心得、此旨更ニ相達候事、但シ左之通り請書可差出事

明治八年十月十五日

権令 永山盛輝代理

筑摩県参事 高木 惟 矩[㊟]

御請書

第拾五大区六小区諏訪郡湖南村

字日向入山

一、公有地反別式千三百五拾町六反歩

地元 南
北 両真志野耕地

東ハ両真志野内山ヨリ大熊山境

西ハ伊那郡長岡地元日向入山境

南ハ日蔭入山及田辺山境ハ上蛇ヶ沢筋詰御印場境

北ハ青山峰筋境

字青山

一、公有地反別四百四拾町壹反貳畝歩

地元 ^南 _北 両真志野耕地

東ハ両真志野及有賀内山境

西ハ伊那郡沢底地元青山境

南ハ日向入山峰筋境

北ハ有賀山峰筋境

右ハ昨七年相当代金ヲ以テ御払下ケ相願置候所従前薪炭秣等自由致来候慣行ヲ以テ今般更ニ従前之通り御下戻被成下民有地第貳種ト可相心得旨御達之通り承知奉畏候依之御請書奉差上候以上

諏訪郡湖南村

明治八年十月廿六日

副戸長 武 井 広 利 印

同 関 利 右 衛 門 印

同 藤 森 多 七 印

戸 長 金 子 友 之 丞 印

筑 摩 県 令 永 山 盛 輝 殿 代 理

筑 摩 県 参 事 高 木 惟 矩 殿

筑摩県から湖南村への達と湖南村から筑摩県への請書とが明治8年10月附であることと、達の「七年十月中」との記載とが、この資料の理解に重要な意味をもつ。まず、明治7年10月とは太政官布告第120号『地所名称區別改正法』（明治7年11月7日）の直前であり、官有地・民有地の外に公有地なる土地区分が設けられていた時期であった。『地所名称區別改正法』制定から翌8年10月に至る1ケ年間は、本格的に土地官民有区分が実施された時期で、その民有地認定規定の基準がその後の基準に比して必ずしも厳しいものではなかった。すなわち、明治8年6月の地租改正事務局達乙第3号は、納税の有無を問わず、「官民區別ノ儀ハ証拠トスヘキ書

入会林野とその地盤所有

類有之者ハ勿論區別判然可致候共数村入会又ハ一村持某々数人持等積年ノ慣行存在シ比隣郡村ニ於テモ其所ニ限り進退致来候ニ無相違旨保証致シ候地所ハ」その慣行により民有の確証を有すとして、入会林野の民有地への編入を認めている。だが、明治8年12月に同事務局達第11号で「薪秣刈伐或者従前秣永山永下草錢冥加永等納来候習慣アルモノヲ概シテ民有ノ証トハ難見認」とされ、実質的に入会林野の民有地編入が著しく限定された。

地盤所有が大量に官有化される以前の筑摩県下の動向をとらえるためにも、先の資料は重要な意味をもつ。『御請書』に「昨七年相当代金ヲ以テ御払下ケ相願置候」とあり、「普通公有地ト相唱候地所相当代金ヲ以テ御払下ケ之義昨七年十月中相達候」と『達』にもある。このことは地盤所有の確定が困難である林野を払下げることで、その地盤所有を新たに確定し、その所有権者を認定することにより、払下げ代金収入をえ、財政基盤を強化する政策をもっていたと考えられる。「普通公有地」と記されているが、官有地を除くすべての土地に地券が交付され、その私的所有を法認することとなったが、入会林野への地券発行は、林野入会慣行が各地方により独自の形態をもって存続してきているがゆえに、画一的になしえず、それらに公有地地券を便宜的に認めたためであった。つまり、それは官民有区分の確定に至る暫定的処置としての意味をもつものであった。それによれば、日向入山・青山のように数村入会林野について、「^{ひなたいり}両村以上数村入合之山野ハ其村村ヲ組合トシ」、「何村之公有地ト認メ券状可渡置」と規定された。この公有地規定は「従来官山官原或ハ村持山林牧草秣場等ノ類地価モ難定」ものにして、「後来人民御払下等願出ノ節迄ハ持主難相定候ニ付是ヲ公有地ト相定」めたものであった。公有地区分が暫定的であったがゆえに、一方では農民の用益権を認めながらも、他方では用益権の有無にかかわらず払下げ予定地とされたのが公有地であった。したがって、そこでは用益権を有する農民は払下げにより自己の用益権を含めて土地所有権を買得することを強いられることになったといえよう。

かかる公有地への地券は、「其関係ノ村々へ相渡其地所預ケ居ル旨請書取置可申候」（租税寮日報第22号達）とされ、それは公有地たる地盤所有権を認めるものではなく、「其地所預ケ居ル」ことのみを意味した。公有地のうちで、「検地ノ節村受相成居候ハバ其村受地ニ付村受公有地ト認」め、払下げ予定地から除外された。しかし、村請公有地に私的所有権を認めたのでないことは、そのうちの「所有ノ確証」を有するもののみが、後に民有地第二種に編入され、それを有せざるものが普通公有地とともに官有地編入の対象とされたことから理解されよう。

ここに、日向入山・青山が、地価と地盤所有とを確定しえないままに払下げ予定地たる公有地に編入されただけでなく、その地元村としての南北両真志野でなく湖南村がそれを請けることになった。地盤所有が未確定であるがゆえに、「地券ハ規則ノ如ク其関係ノ村村へ相渡」すことになったが、その地券発行の意味は「其地所預ケ居ル旨請書取置可申候」とされ、それは「預ける」に対する「請ける」関係であり、形態的には領主的土地所有に対する村請の意味をもつものと理解できよう。

個別的排他的な私的土地所有の成立・法認は、領主的支配の対象たる土地を「預ける」=「請ける」とする領主・領民の土地所有関係の展開によってなされたのでなく、政治的変革による私的所有権一般の法認の結果としてのそれであった。ゆえに、地券発行は地盤所有の確定手段たる意味をもつものであったが、地盤所有が未確定な公有地の地券交付は私的所有一般の法体系にそれとはなじまぬ土地所有関係を残した。しかし、それは公有地といえども地券の交付をうけるかぎり新たな政治支配の体系に組込まれたといえる。

『御請書』に「昨七年相当代金ヲ以て御払下ケ相願置候」とあることから、すでに公有地払下げによる地盤所有権の確定=民有地編入の要求がなされていたといえる。そこでは公有地払下げ政策を前提とし、「相当代金」の支払いによる買得によって、入会林野の獲得=民有地化を実現しようとし

ている。かかる入会農民の要求に対して筑摩県は、「普通公有地ト相唱候地所相当代金ヲ以テ御払下ケ之義昨七年十月中相達候」とあるように両者の「相当代金」に相違があったか否かを別にすれば、その要求を全面的に認めている。

ここに注意しておきたいことは、明治7年10月に諏訪郡第15大区6小区をその範囲として湖南村が創設されたが、この創設時に公有地払下げの決定をみていることである。両者が同じ時期になされたことを重視しておきたい。それに先だつ公有地払下げ願が、入会林野の地元村（南北両真志野村）からであるか、あるいは地元村を含む第6小区（後の湖南村）から提出されたのかは、その間の記録がない。が、公有地地券は「其村方へ可相渡置事」、「其関係ノ村々へ相渡」すとあり、その請取人を具体的に規定したものではないが、当時の行政末端機構の戸長・副戸長が請取人になった例が多かったといえよう。その後の『御請書』が湖南村の戸長・副戸長の連署捺印のうえで提出され、県の『達』が湖南村宛であったのもそのためであると考えられる。

その払下げ願には、入会林野に対する入会農民の所有意識が、入会林野＝公有地の払下げによる地盤所有権の買得・獲得として表現され、入会林野の地盤所有の回復ないしは用益権の確認の要求としてではなかった。それは行政事務上の取扱いとして公有地払下げを願出ているのであって、私的林野所有の獲得ではなく、入会林野を預かる立場からの払下げ願であった。公有地の地盤所有が預ける＝請けるという所有意識に支えられたものであるかぎり、それは預ける主体としての国家・政府による払下げを願うことにならざるをえなかったのである。そのかぎり、入会林野を預ける主体としての政府がその地盤所有を本来もたぬとみなされた入会農民に入会林野の地盤所有権を与えるのであって、入会農民がそれを獲得することではなかった。

湖南村創設の直前に筑摩県から制定された『五伍法則』に「御林山其他

官地ノ竹木ヲ伐採ル儀ハ勿論枝葉タルモ猥ニ拾ヒ取候儀致間敷事」との一ヶ条がある。この規定は官有地に関するものであるが、官有地に編入された林野にも林野入会慣行が存在する場合は稀ではなかったことを考えると、この規定は官有地への入会を排除する内容をもつがゆえに重要である。すなわち、入会林野が官有地に編入されることは、林野入会慣行の存続そのものが否定されることを意味したからである。この規定が当時そのまま実施されたのではないとしても、それは林野入会の存否にかかわらず地盤所有の確定を遂行する基本的態度の表現であった。かかる状況下において、公有地払下げはその所有意識からしても林野入会慣行の存続にとって、恩恵的に了解されたとしても当然であろう。

しかも、公有地払下げが湖南村創設と時を同じくして決定されたことは先に触れておいたが、そこに筑摩県の政治的配慮を考えざるをえない。それは明治5年と6年の南真志野村の「民費」額の著しい膨脹にみられるように行財政上の地元負担の貫徹とそれに堪えられる財政基盤の創出とが急務であった。そのために公有地払下げによる収入確保と地元財政基盤の創出・強化とが意図されたと考えられるからである。

南真志野村の明治6年の民費合計額は前年に比して2倍強の著しい増加を示している。民費の各項目からみても、それは南真志野村にのみ限定されたものでなく、国政遂行上の必要なる諸経費を地元負担として強いることで、強固な財政基盤を未だもたぬ国家＝政府が自己の権力基盤を形成・確立することを可能にするための民費額の増加であった。つまり、民費増加・地元負担強化は当時の一般的な傾向であったといえる。

明治5年の民費の内訳をみると、国家支配統治の貫徹の要具として末端機構の整備・再編成がなされ区が設置され、そこでの正副戸長の給料と彼らの「諸御用＝付出頭旅費」とを合せると同年の民費総額の4分の1に達している。さらに、「地券調費」が民費内訳のうちで最大で、これは地租改正への関係費用であり、租税体系の整備・確立の前提としての「地券調

南 真 志 野 村 民 費 内 訳

項 目	年 度	
	明 治 5 年	明 治 5 年
倉 庫 營 繕 費	—	1・95・8
道 路 堤 防 橋 梁 修 繕 費	42・40	71・40
御 布 告 並 御 布 達 類 入 費	1・87・5	3・24・81
諸 御 用 = 付 出 頭 旅 費	11・43・75	13・31・25
正 副 区 戸 長 以 下 ノ 給 料	53・62・42	82・95・56
村 社 營 繕 費	3・25	1・20
祭 典 並 遙 拝 式 費	9・32・25	12・30
村 社 祠 掌 給 料	1・50	1・56・5
貢 米 金 取 集 ヲ リ 納 済 迄 諸 費	4・23・25	5・67・5
山 林 調 費	1・85・25	2・58・11
里 程 調 費	—	57・5
地 券 調 費	68・77・79	261・86・25
戸 籍 調 費	6・23・87	3・10・92
徴 兵 下 調 費	—	17・34
学 校 費	—	32・46・68
道 路 掃 除 費	1・60	2・88
用 悪 水 道 費	6・40	6・40
消 防 入 費	1・65	1・26・64
番 人 給 料 并 諸 費	1・25	—
全 国 宿 入 費	6・16・8	—
国 幣 社 御 柱 祭 礼 入 費	8・37・6	—
国 幣 社 御 柱 祭 礼 入 費	12・08	—
村 中 年 内 雑 費	11・66・75	22・30・39
合 計	253・70・23	527・23・23

費」で 27% に達している。これに、区設置にともなう関係費用を加えると、これらの項目のみで民費総額の 2 分の 1 を占めることになる。

共同生活組織としての村落での生活・生産に関する「道路堤防橋梁修繕費」・「道路掃除費」・「用悪水道路」・「消防入費」・「番人給料并諸費」・「村中年内雑費」等を加えた金額 64 円 96 銭 7 厘 5 毛は、「地券調費」にも及

ばぬ額である。この額に神社・祭典関係費用を合せたものを、一応、村落生活の関係費用としてとらえると、その額は民費総額の3分の1を占めるにすぎない。民費の3分の1が村落生活の再生産のための費用であり、残りの3分の2が国政遂行要具としての制度的規定をうけた民費負担＝地元負担である。

明治6年の民費についてみると、前年同様、「地券調費」・「正副区戸長以下ノ給料」・「道路堤防橋梁修繕費」が他の項目を引きはなして大きく、これら三項目だけで民費総額の8割近くを占めている。殊に、「地券調費」261円86銭2厘5毛が大きく、この項目だけで前年の民費総額を超える額になっていることが注目される。このように民費増加は国政遂行上の費用の著しい増加に基づくもので、それが地元負担として民費徴収されたことによるといえよう。したがって、村落生活の関係費用の額も「道路堤防橋梁修繕費」を初めとして増加傾向を示しているが、民費総額に対する割合は減少している。行財政上の制度的負担が著しく増加し、そのことが前年に比して民費の規模が2倍にも達する原因となっていたといえる。行財政制度の確立とその基盤としての地元負担の原則の貫徹とによって、一層民費負担が増大する傾向にあった。それは制度的変革がその前提としての財政的基盤をとまわずに推進されねばならなかったため、それだけ民費徴収をつねに重要な課題として地方制度がスタートしたためといえよう。

それが財政的課題であったがゆえに、また、それは政治的課題であった。『五伍法則』にみられるように、その課題は「節儉」という道徳的な規範化をされて提示され、しかも、「課税」としてでなく、旧来の村落生活の慣行にみられる「民費」徴収の形態を踏襲してなされた。それを村落生活の範囲を超えた新合併村の規模にまで拡大・転化することで、村落生活の規制力を背景とした「節儉」道徳の強要としての地方制度＝地方統治を展開してきたのである²⁹⁾。

明治7年6月に、筑摩県に南真志野村から明治5年・6年の『民費報告

書』が一括して提出されている。また、明治7年9月に筑摩県から『五伍法則』が制定され、これと前後する時期において、南真志野村で「節儉」の具体化として「祝儀不祝儀」の義理の範囲とその内容の制限をともなう組組織縮小・再編が繰り返され、「冗費」削減＝民費捻出が講じられてきた。そして、明治7年10月に湖南村が創設された。

この時期に新合併村の創設をみたのは基本的には次の明治6年12月の大蔵省布達第186号の方針にそうものであった。

旧来一村ノ内分界ヲ立取扱来候村々合併一致ノ村落ト相成候様見込相立可申出旨壬申第119号公布相成候処、猶旧慣ノ儘分界ヲ存区々ノ取扱致シ候向モ有之哉ニ相聞不都合ニ有之候間右等ノ類有之分ハ取調可申出其他従来独立の村落タリトモ戸口不多反別稀少ノ分ハ便宜合併不致候テハ毎事無用ノ労費ヲ掛区入費並村費モ相嵩人民ノ不便利ト相成候村々ハ漸次合併ノ積見込相立本年当省第九十九号布達ノ手續ヲ以可伺出此旨相達候事

ここには、国家支配統治の末端の行政区画の財政基盤の強化＝民費徴収の貫徹を容易にするための新村創設が説かれている。かかる方針に基づいて新村創設の準備が進められていたと考えられる。その具体化として、明治7年6月に村単位の『民費報告書』の提出がなされ、その財政基盤の調査が行われるとともに、その財政基盤の強化の意をもって公有地払下げの内示があり、公有地払下げ願が村方より提出され、同年10月の湖南村創設と時を同じくして入会林野たる公有地の払下げの決定をみたものであろう。

この経過をみるに、そこには相異なる、租税体系整備・確立の前提条件たる地盤所有の確定・私的土地所有権者＝地租負担者の確定の問題と、国政遂行要具としての行政末端区画の設定とその財政基盤の強化との問題とが、混在している。これら2つの問題は、基本的には、前者が国家支配統治の財政基盤の確立の問題であり、後者が前者を補完するものとしての町村財政基盤の強化の問題であった。そのかぎりでは両者は同一の課題の2つの表現であった。筑摩県においては、町村財政基盤の強化に視点をおきながら、公有地払下げ策をその手段としてとらえ、払下げの結果としてその

地盤所有の確定をも実現しようとしていたとみることができる。

筑摩県のかかる姿勢は次の経過にもみられる。明治7年10月に公有地払下げの対象とされた日向入山・青山は払下げが実施されぬままに、翌11月、『地所名称区別改正法』が制定され、暫定的なものとしてきた公有地規定が廃され、地盤所有が官有・民有に大別されるに至ったが、その地盤所有が未確定のまま残されていた。翌8年6月、『山林原野池溝等官有民有区別更定調方』（地租改正事務局達乙第3号）の規定に基づき、筑摩県は日向入山・青山に「民有ノ確証」を認め、同林野を公有地から民有地第2種に編入した。それが先に触れた明治8年10月の筑摩県から湖南村への『達』であった。

民有地第2種とは、「人民数人或ハ一村或ハ数村所有ノ確証アル学校・病院・郷倉・牧場・株場・社寺等官有地ニアラザル土地」である。「所有ノ確証」とは、地租改正事務局達乙第3号の規定による「積年ノ慣行存在シ比隣郡村ニ於テモ其所ニ限り進退致来候ニ無相違旨保証致シ候地所ハ」、「其慣行ヲ以テ民有ノ確証ト見做」すとの達に基づくものである。この「所有ノ確証」をみたすものとして、筑摩県は普通公有地の日向入山・青山を民有地第2種に編入したのである。

だが、『地所名称区別改正法』制定と同じ明治7年11月に太政官達第143号には、「今般地所名称改定候ニ付テハ従前私有地ハ民有地第一種ニ編入シ村請公有地ノ内所有ノ確証有之モノハ民有地第二種ニ編入可致」とあり、殊に、公有地について、「公有ト称候内ニハ各種ノ地所有之候間取調ノ都合ニヨリ人民ノ幸不幸ヲ生シ候テハ不都合ニ付従来ノ景況篤ト検査ヲ加ヘ官ニ可属モノハ官有地ニ編入シ官民ノ所有ヲ難分モノハ別紙雛形ニ照準取調内務省へ可伺出」と配慮している。この規定によるかぎり、公有地が民有地編入とされるのは、公有地のうちでも、「村請公有地ノ内所有ノ確証有之」ものに限定されている。これによれば普通公有地はそのまま官有地編入とされることになる。

それにもかかわらず、普通公有地たる湖南村地籍の日向入山・青山が筑摩郡により民有地第2種へ編入されたのであるから、その「所有ノ確証」が民有地とするにたると判断されたことになる。先の地租改正事務局達乙第3号により「民有ノ確証」の証拠書類が存在しなくとも、自由進退の積年の慣行があり、それを近隣の村々が保証すれば、「民有ノ確証」とみなすとされている。さらに、同事務局の『地所処分仮規則』（明治8年7月）に、「従前公有地ノ内検地帳水帳名寄帳ニ人民名受及買得ノ証アルモノ」を民有地とするとあるが、問題の普通公有地はこの条件をみたさぬ。だが、それに続けて、それらの証拠がなくとも「人民所有地ト視認スヘキ成跡アルモノハ其事実ニ拠リ民有地ニ定ム」とある。

筑摩県が日向入山・青山を民有地第2種に編入したのは、同所への自由進退をなしてきたとの事実を重視したためであると考えられる。したがって、そこでは村請公有地であるか普通公有地であるかにかかわらず、自由進退の事実の存否に基づき、公有地一般の民有地編入の可否を判断している。かかる判断からすれば公有地への入会慣行の存在をもって公有地の民有地編入がなされ、実質的には公有地を民有地第2種とみなしたに等しいものであった。それは公有地の民有地編入規定が多義的な解釈を可能にする曖昧さを含んでいたことによるともいえるが、そのことはまたその運用に解釈者の恣意性を残すことにもなった。したがって、筑摩県においては、「村請公有地ノ内所有ノ確証有之」ものとの規定よりも、公有地への自由進退の慣行の存否を重視し、新合併村の創設に際し、その財政基盤を、著しく増加してきた財政負担に堪えられるものへと補強し、林野入会慣行の存続による個別的農業生産の維持とそれによる民費負担能力の確保とをはかるために、公有地の民有地第2種への編入をなしたといえる。

しかし、このことは国政遂行要具としての町村財政基盤の強化をもたらすとしても、そのことは同時に国家財政基盤の確立・強化を直接意味するものではない。つまり、そのことは国家財政基盤の確立・強化と、農民・

国民の納税能力の育成＝町村財政基盤の強化とのいずれを急務とするかにかかわる問題であった。その具体的な表現としての公有地の官民有地編入の問題とされてきたのである。町村が国政遂行要具として政府の出先機関的性格を強めてきていたことは、先の民費内訳の例によっても明らかであろう。そこでは町村財政基盤の強化策は基本的には国政遂行に関する諸経費の地元負担能力の育成としての意味をもつにすぎぬ。ゆえに、それは国家財政基盤の弱さを補強することを基本的な特徴としていた。2つの異なる次元での財政基盤強化策は二者択一として表現されたとしても、それは国家財政基盤強化に収斂さるべきものであった。

民有地第2種編入を認めた筑摩県達の2ヶ月後、すなわち、明治8年12月に地租改正事務局達乙第11号によって、「乙第三号ヲ以テ山林原野池沼等官有定方相達候処、右達以前既済ノ地方ト雖モ右牴触ノ分者明治九年十二月ヲ限り更ニ取調内務省へ可伺出」として、達乙第3号の徹底を求めながらも、その適用を一段と厳しく公有地の民有地編入を規制してきた。すなわち、「乙第三号達之趣ハ従来之成績上ニ於テ所有スヘキ道理アルモノヲ民有ト可定トノ儀」であって、「薪株伐或者従前株永下草銭冥加永等納来習慣アルモノヲ概シテ民有ノ証トハ難見認」と制限されるに至った。

明治9年1月、『山林原野等官民所有區別派出官員心得書』（地租改正事務局別報第11号）により、公有地の民有地編入を具体的に規定した。「旧領主地頭ニ於テ既ニ某村持ト相定メ」、その旨公の「書類ニ記載有之」場合と、「其村ニテ自由致シ何村持ト唱来リタルコトヲ比隣郡村」が保証する場合とが（第1条）民有地第2種編入の対象地とされた。だが、後者の場合、納税の有無にかかわらず、「曾テ培栽ノ労費」がなければ官有地となすとされた（第3・4条）。ここに、「自然生ノ草木ヲ採取仕来タル」入会林野が、「培栽ノ労費」を必要とせぬ利用形態であったがゆえに官有地に編入されることとなった。この経過には、村請公有地で「所有ノ確証」があるものの民有地第2種への編入としては一貫性を保っているが、そこに

入会林野とその地盤所有

官有地確保・拡大の政策の露骨な展開として新たな公有地の官有地化の強権的な推進をみることができる。そこでは、林野入会慣行の事実をではなく、基本的には「従前株永山永下草冥加永等納メ来タルト雖トモ曾テ培栽ノ労費ナク全ク自然生ノ草木ヲ採取仕来タルモノハ其地盤ヲ所有セシモノニ非ス故ニ右等ハ官有地ト定ムル」（第3条）とあるように、地盤所有の確証としての「培栽ノ労費」＝資本投下の有無を官民有編入の主要な基準とした。それは、林野入会慣行の存在をもって地盤所有の確証とすることを排除し、民有地編入の制限・官有地編入の強制を容易にした。

この時期に筑摩県庁が全焼となり（明治9月6月）、それを契機に筑摩県は廃され信濃四郡が長野県に合併された（同年8月）。したがって、地租改正事務局達達乙第11号に基づく公有地の原由慣行の再調査は長野県により明治10年3月に命じられた。

提出された『原由慣行成蹟取調上申書』は、入会林野名とその場所、面積・林野入会をなす各村落名・入会採取物の制限・入会通路の指定・山明日の指定などの林野入会関係とその秩序との記載と、それに続く本文から、構成されている。日向入山の本文を次に示す。

右日向入山原由慣行御尋ニ付取調申上候、此山ノ儀ハ従前入会山ト相唱ヘ自生ノ草木採樵仕来別段栽培労費ハ相不懸候然ル処諏訪郡伊奈都両都ニ跨リ候場所ニテ元禄年度境及入会争論相発シ既ニ旧幕府ヘ出訴致シ宝永年度裁決ノ儀ハ別紙第二十九号絵図面裏書写ノ通り爾来抵触無之尚又規約ヲ相定メ候儀ハ第三十号ヨリ三十七号迄ノ証状記載ニ有之且該山ニ付山惣代及野火消人夫共民費賦課等ノ儀ハ乙第三十七号帳簿写ノ通りニ御座候

右奉申上候ノ外該山ニ関シ候書類ハ勿論慣行成蹟等無御座候因テ此段申上候

明治十年十月廿二日

（諏訪郡入会耕地惣代・湖南村）
戸長副戸長氏名印省略

長野県権令檜崎寛直殿

他に湖南村地籍の青山の上申書があるが、その本文は日向入山の本文と同文なので略す。日向入山の上申書本文は（1）宝永元年の裁許状を厳守してきたこと、（2）村持とは唱えず入会林野にて得物採取・自然生の草

木採取を植付栽培の労費なしに行ってきたこと、(3) 林野入会規定を設け、山惣代・野火消人夫を置き、山税上納・民費賦課をなしてきたこと、を内容とするものである。(1) は『心得書』第4条によっても、裁許状は林野入会の事実を示すも、民有の「所有ノ確証」とはみなされていない。(2) は入会農民が自己の労働と資本とを投下して排他的に入会林野の管理運営をなしてきたのでなく、自然生の草木採取の入会が行われてきたことと、村持山でなく、入会山と唱えてきたこととによって、民有の確証とはまったくみなしえぬ。(3) はその地盤所有の確証とはなりえず、せいぜい地盤所有とは区分された林野入会の事実の証拠とみなされるにすぎなかった。

以上の3点とも『心得書』からみるかぎり入会林野の民有地編入の要件を何らみたくものではないとみなされた。しかも、そこには「従前入会山ト相唱へ自生ノ草木採樵仕来別段栽培労費ハ相不懸候」と『心得書』の表現に符合する記載をみることができが、それはそのまま官有地編入の要件をみたくものであった。

入会林野が民有地第2種に編入されたことに安堵した入会農民が、そのような上申書を提出したのは何故か。既済のものまでを含めて入会林野の原由慣行の再調査が意図したことに彼らはあまりにも無理解であった。だが、そのように断定する前に、官民有区分の基準が現実の入会農民の生活意識・所有意識をはるかに超えたものであったことを考えねばならぬ。

林野入会慣行を通して、入会林野の地盤所有の確証を求めることは現実問題として非常に困難である。なぜなら、林野入会慣行とは領主的土地所有の枠のなかでのそれであったし、そこでは領主的支配との関連で入会農民にとって入会林野の地盤所有が直接問題にされることはなかったからである。領主との特定の身分階統的主従関係の表現として土地所有関係も階統的重層的な構成をなしていたのであるから、入会関係とは基本的に土地所有関係の一形態であった。「所有ノ確証」と「入会の確証」とを区分す

ること自体入会農民の生活・所有意識と根本的に異なる。ゆえに、上申書の本文はむしろ入会農民の生の所有意識の表現であり確証であったと考えられる。

明治11年3月16日附で、長野県は旧筑摩県の公有地の民有地第2種編入処分を成規に抵触するとし、その官有地編入を決定した。そこには筑摩県の決定にみられた町村財政基盤強化・納税能力の育成策はその姿を消してしまっている。明治11年11月以降、入会農民の長い困難な入会林野の民有地回復運動が続く³⁾。

(1974・10・20)

註

- (1) 新合併村としての湖南村の一部をなす南真志野（藩制村）の明治初期における村落構造に関しては、『明治初期における五戸組』（「哲学」第44集所収）、『明治初年の村落構造とその変化の意味』（慶大大学院「社会学研究科紀要」第11号所収）を参照。
- (2) 「五伍法則」制定による村落内の組組織の再編成とその動因の一つとしての「節儉」道徳については、『明治初年の村落構造とその変化の意味』を参照。
- (3) この問題については別稿で触れたい。入会林野の民有地回復運動が展開されていた明治13年から同16年にのみ限定したものであるが、地元村である南真志野における同運動の費用負担の問題については、『入会山野民有地引直し費用徴集と村落構造』（「法学研究」第45巻第3号所収）を参照。

Nutznießung und Eigentum von Iriai-Rinya in der ersten Meiji-Periode

Hideo Ohbuchi

Japanisch Dörfer besitzen in den meisten Fällen Wiesen und Wälder (Iriai-Rinya 入会林野) als Gemeindevermögen, die den unmittelbaren Lebensdarf garantieren, und deren als traditionell anerkannte Nutznießung die Bewohner eines einzelnen oder mehrerer Dorfgemeinden in Gemeinschaft haben.

Es handelt sich hier in meinem Aufsatz um die Beziehungen zwischen Nutznießung und Eigentum von Iriai-Rinya in der ersten Meiji-Period, worin das als gesetzlich anerkannte Privateigentumsrecht in Japan entstand. Hier will ich die Zustände eines Japanischen Dorfes, d. h. des Minami-Majino in Nagano betrachten und analysieren.